

# 社団法人 中国地方総合研究センター

## 役員報酬、役員退職金及び実費の弁償に関する規程

平成18年6月20日 制定

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人 中国地方総合研究センターの役員の報酬、退職金及び実費の弁償に関し、必要な事項を定める。

### (役員定義)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第12条による役員をいう。

### (役員報酬)

第3条 常勤の役員に報酬を支給しない。

### (役員退職金)

第4条 役員には、退職金を支給しない。

### (実費の弁償)

第5条 役員が職務の遂行にあたり要した旅費などの費用は、実費を弁償する。

### 付 則

この規程は、平成18年6月20日から施行する。